

令和 7 年度 解体撤去工事監査の結果

当社では、PCB 廃棄物処理施設解体撤去工事の安全、確実な実施と事故等の未然防止の観点から、PCB 廃棄物（営業物）の処理を終了し、本格的な処理施設の解体撤去段階に移行した PCB 処理事業所（以下、PCB 処理事業所を「事業所」という。）を対象に、原則として 6 箇月に 1 回の解体撤去工事監査（以下、「工事監査」という。）を実施することとしており、令和 7 年 3 月に、その第 1 回目として、令和 5 年度末（令和 6 年 3 月末）を以て営業物の処理を終了した北九州、豊田及び大阪の 3 事業所を対象に書面監査を実施しているが、令和 7 年 6 月から 7 月にかけて、第 2 回目として監査対象事業所での実地監査を実施している。

本資料は、令和 7 年度に実施した工事監査結果を第 1 回目の工事監査結果と併せてまとめたものである。（詳細、「資料 2-2（別紙）」参照。）

1. 令和 7 年度工事監査結果

1) 重点監査項目の設定

第 1 回目は初めての工事監査であることから、特に重点監査項目は設定せずに監査を行ったが、第 2 回目も第 1 回目の書面監査に対する実地監査ということで、特に重点監査項目は設定せずに監査を行った。

2) 監査体制

工事監査責任者	PCB 処理事業部長
工事監査チーム	
主任監査員	PCB 処理事業部員より選任
工事監査員	PCB 処理事業部安全事業課員（2 名）

3) 監査結果

- ①. 北九州、豊田及び大阪の 3 事業所を通して指摘事項はなく、順調に作業が進められていることを確認した。
- ②. 監査項目別に見ても、施工管理、安全衛生管理、環境管理、設備管理に加えて、廃棄物（解体撤去物、運転廃棄物）処理についても適切に管理されていることを確認した。

2. 令和 8 年度工事監査実施計画

1) 重点監査項目

令和 8 年度の工事監査は、全事業所共通(*1)で下記 5 項目に重点を置いた監査を予定している。

(*1): 令和 7 年度末（令和 8 年 3 月末）を以て東京及び北海道の 2 事業所も PCB 廃棄物（営業物）の処理を終了するため、令和 8 年度の工事監査は、全事業所が対象となる。

- ①. 解体撤去計画に基づく解体撤去工事の進捗状況
- ②. 仕様書、施工計画書等に基づく解体撤去作業の実施状況
- ③. 作業従事者に対する衛生管理の実施状況

- ④. 無事故・無災害に向けた安全管理の実施状況
- ⑤. 解体撤去物の処理状況

2) 監査対象事業所及び監査実施日

監査対象事業所	監査回数	監査実施年月 (予定) (*3)	監査対象期間
北九州事業所	第 3 回	R8.4	R7.1～R7.12
	第 4 回(*2)	R8.10 頃	R8.1～R8.6
豊田事業所	第 3 回	R8.4	R7.1～R7.12
	第 4 回(*2)	R8.10 頃	R8.1～R8.6
大阪事業所	第 3 回	R8.5	R7.1～R7.12
	第 4 回(*2)	R8.10 頃	R8.1～R8.6
東京事業所	第 1 回(*2)	R8.10 頃	R8.4～R8.6(*4)
北海道事業所	第 1 回(*2)	R8.10 頃	R8.4～R8.6(*4)

(*2)：解体撤去工事の進捗状況（新規案件の契約状況を含む。）、事業所所員の業務遂行状況等により、書類等による書面監査も検討。

(*3)：詳細日程については、事業所との協議により決定。

(*4)：R8.3 までの期間は、内部技術評価にて評価。

以 上